

# 2019 春闘速報

石狩地域2019春季生活闘争闘争委員会

2019年7月25日発 第18号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-0505 Fax011-210-0606

## 最低賃金の大幅引き上げ、10月1日発効をめざす！

### 第2回連合北海道最低賃金対策委員会を開催

連合北海道最低賃金対策委員会は、7月23日に第2回委員会を開催し、今年度の地域最低賃金改定審議が本格化することを踏まえ、改定目標額を昨年同様1,000円とし10月1日の発効をめざすこと、審議会議論を後押しするために既に取り組みを進めている地方議会意見書採択や審議会のヤマ場に向けたFAX行動の一層の取り組み強化、集会開催などを確認しました。

連合北海道最低賃金対策委員会の紺野委員長（連合北海道副会長）は「少しでも高い改定額で、パート等働く者の生活改善に取り組みたい」と挨拶。山田事務局長（連合北海道組織労働局長）が発効日等をめぐる使用者側の論点など審議会議論状況の報告も含めて「取り組み（その1）」を提起しました。

委員からは今後の審議会に向けて、「日的に厳しい状況だが、10月1日発効は強く求めるべき」等の意見や質問が出されました。

6月3日、第1回北海道最低賃金審議会が開催され、審議会会長・委員の確認と今後の審議会日程等について協議。7月9日の第2回審議会では北海道最低賃金書いての諮問がされました。この審議会では使用者側委員から「10月1日発効ありきで審議日程を設定すべきではない」と発言があり、労働者側委員は「組織されていないパート等の賃上げだ。一日も早く発効させることが必要だ」と反論。改定額だけではなく発効日をめぐっても議論が交わされています。なお、今年度の場合、10月1日発効のためには、遅くとも8月5日までの結審が必要となります。

今後の審議会日程は、8月1日に第3回の地方審議会において、中央最低賃金審議会の目安が伝達され、8月上旬までに第4回審議会で地賃改定の答申が行われる予定です。

北海道においては、7月31日の中央最低賃金審議会での目安答申以降8月上旬の審議会までが最大のヤマ場となります。

最低賃金審議会のヤマ場に向け、現在取り組み中の「FAX行動」および昼休み集会への最大限の結集をお願いいたします。

## 世論形成と運動の広がりが大事！

### 2019年度最賃審議会の動向に合わせた昼休み集会に結集を

日時／2019年 8月 5日（月）12：20～（20分間）

場所／札幌第1合同庁舎前（札幌市北区北西2）南向き路上

内容／主催者挨拶、これまでの経過、決意表明、シュプレヒコール